

保険証の存続を求める国会内集会



日時 6月6日(木) 12時~13時

会場 衆議院第1議員会館・大会議室(地下1階)

主催 全国保険医団体連合会



<集会プログラム> 12:00~13:00

○開会挨拶

○国会議員挨拶 ※「保険証残せ」アピール

○連帯のご挨拶

日本弁護士連合会 野呂圭・副会長

「マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行存続を求める意見書」1頁

認知症の人と家族の会 鎌田松代・代表理事

埼玉弁護士会 大塚信雄会長(埼玉協会・山崎利彦理事長よりご紹介)

各地の弁護士会からの賛同・メッセージ 8頁

○基調報告・竹田智雄・保団連会長(別刷)

○医療現場からの報告

直近のマイナトラブルの実態報告 大阪協会・高本英司氏 17頁

○閉会挨拶

マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行
存続を求める意見書

2023年（令和5年）11月14日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

政府は、2024年秋までに現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証へ原則一本化する方針である。

しかし、この方針は、そもそもマイナンバーカードの取得は任意であるという原則に反する上に、特に高齢者や障害者に対してマイナ保険証発行のための申請行為等を課して現行制度よりも保険医療を受ける権利の水準を低下させるなど、数々の弊害が発生するものである。

よって、当連合会は、政府に対し、以下のとおり要請する。

- 1 マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行の健康保険証の発行を存続すること。
- 2 マイナンバーカードの利活用については、カードを取得しない自由を保障するとともに、カードの取得を希望する者に対してプライバシーを最大限保障し、さらに、地方自治体等の意向を踏まえて現場に過度の負担をかけないようにすること。

第2 意見の理由

- 1 2023年6月の健康保険法一部改正法等の成立

2023年6月2日、2024年秋までに現行の紙（プラスチック）製の健康保険証を廃止し、原則としてマイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証に一本化し、例外的にマイナ保険証を取得できない理由がある者には、申請により「資格確認書」を発行する制度に移行する医療保険各法の改正法が成立了。

例えば、健康保険法においては、第51条の3を新設し、「被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は・・・保険者に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付・・・を求めることができる」と定め、「電子資格確認」（マイナ保険証によるオンライン資格確認）ができない状況にある者は「資格確認書」の発行を求めることができる」とし

た。「資格確認書」の形式、内容等は未だ明らかではないが、おおよそ現行の健康保険証と同様のものとなることが想定されている。同法は同年6月9日公布され、施行期日は公布の日から1年6月以内の政令で定める日とされている。

2 マイナ保険証への一本化は「任意取得の原則」に反する

マイナ保険証への一本化を原則とするという方針は、「国民皆保険」制度の下、マイナンバーカードの取得を事実上強制するものであって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第17条第1項の申請主義（任意取得の原則）に反するものである（2022年9月27日「マイナ保険証」取得の事実上の強制に反対する会長声明）、2021年5月7日「個人番号カード（マイナンバーカード）普及策の抜本的な見直しを求める意見書」）。

すなわち、任意取得の原則は、第1に、マイナンバーカードの交付には厳格な本人確認が必要となるため、本人が、市区町村の窓口等に出向かざるを得ないところ、これを住民に強制することができないこと、第2に、カードを取得するかどうかは、本人がカード取得による利便性とプライバシー等に対する危険性とを利益衡量して決めることができるようにするために定められたものであるからである。

ところが、マイナ保険証へ一本化することは、以下のようにこの原則を定めた趣旨に著しく反する。

3 マイナ保険証の取得・管理が困難である人を置き去りにしている

(1) 申請手続をしないと取得できないマイナ保険証

現行の健康保険証は、特段の申請行為を行わなくても、保険者から自宅や職場に健康保険証が送られてくる。これに対して、マイナ保険証は、顔写真を付けてマイナンバーカードの交付申請を行った上、市役所等で厳格な本人確認を行い、パスワード等の登録を行わなければ交付を受けられず、保険証として利用できない。その上、マイナ保険証に利用する電子証明書を更新するために、最低5年に一度は更新申請手続が必要となる。

なお、マイナ保険証の代替手段である資格確認書についても、法律上は、その申請を行うことが必要である。

(2) 介護施設入居者等にとって対応困難なマイナ保険証

(1)で述べたように、マイナ保険証は申請行為やパスワードの管理が必要であるため、上記健康保険法等の一部改正法案の国会審議の過程で、介護施設入居者、独居の高齢者や障害者の方たちは、マイナ保険証の取得や管理、更新手続が困難となり、その結果、保険医療が受けられずに、場合によっては生命の危険にすら直面したり、カードとパスワードの管理が困難となるために個人情

報や財産に対する危険に直面したりする可能性が存することが実証的に明らかにされた。

すなわち、①上記の人たちは、マイナンバーカード（マイナ保険証）の取得申請自体が困難であることが多い。その上、②介護施設等では、83.6%の施設で利用者や入所者の保険証を管理しているところ、マイナ保険証に一本化されると、施設ではパスワードの管理まで行うことは、施設関係者に多大な負担となることから対応困難との回答が多数寄せられている（2023年3月下旬から同年4月にかけて、全国保険医団体連合会（保団連）が42都道府県の介護施設等を対象に行った調査結果）。

これに対し、政府は、暗証番号なしのマイナ保険証を作るなどという対策案を述べたりもしているが、それでは顔認証できない場合は医療機関が目視により本人確認をするなど特別の対応をせざるを得なくなるなどの問題があり、場当たり的な案であると言わなければならない。

(3) 紛失時の再発行に時間と手間がかかるマイナ保険証

認知症の患者などは保険証を紛失等することがよくあるが、マイナ保険証の場合は、上述したように写真を付して再発行申請手続が必要となる上、その再発行まで相当長期間、保険資格の証明手段を失うこととなる。さらに現行の保険証の場合と異なり、1,000円の再交付手数料の負担も生じる。

デジタル庁は、ウェブサイトで、この再発行期間について、「現在お受け取りいただくまでに1から2か月かかっている期間を・・・市町村の窓口で申請をすれば、長くても10日間程度でカードを取得することができるよう検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください」と説明しているが、申請者はまず写真を準備して申請をしなければならず、また、10日というのも努力目標であって実現可能性は疑わしい。

(4) 保険資格証明手段、本人確認手段を喪失させるマイナ保険証

現行の保険証は、券面をコピーするなどして、簡単に被保険者番号等を確認し保存することができるが、マイナ保険証の場合は、券面に被保険者資格が表示されていないので、コピーをとることも困難である。

また、現在、顔写真のない本人確認書類としてもっとも一般的な現行の保険証がなくなれば、マイナ保険証を紛失した場合などの再交付手続の際、申請者が本人であることの証明手段にも事欠くことにもなりかねない。

(5) 政府の対応策の不合理性～資格確認書のプッシュ型配布

以上のような様々な問題が社会問題化したため、2023年8月4日、政府は、資格確認書を、マイナ保険証を取得していない全員に対して、申請なしの

プッシュ型で交付し、その有効期間も1年間から5年までの間で保険者が選択できるようにするとの方針を表明した。

しかし、この方針は「当分の間」のものに過ぎない上、保険者に、マイナ保険証の未取得者を確実に洗い出す負担をかけることになり、6で述べるように現場に過度の負担を押し付けるものである。上述の諸問題、及び、プッシュ型で交付するということも併せ考えるならば、現行の健康保険証の廃止をしない方が合理的である。また、その方が、保険医療を受ける権利を確実に保障するものとなる。

政府の方針は、あくまでもマイナ保険証一本化への移行実現自体を維持することを第一目的としているとしか考えられず、極めて不合理である。

4 マイナ保険証未取得者に医療費負担格差をつける不合理性

政府は、マイナ保険証取得を促すために、現行保険証を用いた受診の場合、マイナ保険証を用いた受診の場合に比べて、初診で12円、再診で6円、調剤薬局での利用で6月毎に6円（2023年4月より。窓口負担3割の場合）高い負担としている。5で述べるように、マイナ保険証を利用したほうが「より良い医療を受けられる」ことを理由とするならば、マイナ保険証利用の場合の方が高くなるのが合理的であり、実際に2022年4月の時点ではマイナ保険証利用時の方を高くしたにもかかわらず、それではマイナ保険証の普及を阻害するという理由から、急遽方針を転換して、現行保険証の方を割高にしたものである。これは、同一の保険料を支払っているにもかかわらず、不合理な差別をするものであり、また3で述べたマイナ保険証の取得が困難な人たちが「資格確認書」で医療を受ける権利を低下させるものもある。

5 政府のあげる目的・利点の不合理性

政府のあげるマイナ保険証の利便性は、以下のように不合理な点が存する。

(1) 重複投薬防止等の利点は現実と齟齬している

ア 厚生労働省などは、そのウェブサイトにおいて、マイナ保険証を用いたオンライン資格確認システムの導入により、なりすましの防止ができる、「患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できるようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による事務コストの削減できる」、「特定健診等の情報や診療／薬剤情報を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境」となるなどと利点を挙げる。

イ しかし、第一に、他人になりすまして健康保険証を使う「不正利用」について、厚労省は頻度・状況などについて公式の報告は示しておらず、また、

医療の現場からは「なりすまし」防止を求める声も出でていない。さらに、そもそも、マイナ保険証を利用した顔認証による資格確認は、プライバシー侵害の程度が高いものである（2021年9月16日「行政及び民間等で利用される顔認証システムに対する法的規制に関する意見書」）。

ウ 第二に、保険資格異動情報をシステムに反映するまでには一定のタイムラグは避けられないため、資格確認システムを用いても過誤請求がなくなるわけではない。むしろ、患者側からすれば、マイナ保険証によるオンライン資格確認システムに不具合が発生するなどして、10割請求がなされるなどのトラブルに巻き込まれる事例が発生している。

エ 第3に、薬剤情報を閲覧することにより重複投薬や避けるべき投薬の回避ができるという効果は限定的である。すなわち、資格確認システムを通じてもたらされる投薬情報は、レセプト情報を基にしているところ、レセプトは、医療機関において、月末締切り、翌月10日ころまでに請求を行うから、レセプト情報が反映されるまでに、実際の投薬から少なくとも10日から40日程度のタイムラグが生じる。したがって、例えば1週間前に投薬されて服用している薬の情報は反映されないことになり、それと重複したり、避けるべき投薬の防止はできないのである。

この目的を達成するためには、結局、投薬と同時に記録もされる紙のお薬手帳の方が、より確実である。

オ なお、マイナ保険証を用いなくても、オンライン資格確認システムを利用すれば、薬剤情報の閲覧等はできるものである。

(2) システム化に対応できない医師の廃業等をもたらす

政府は、即時に投薬情報を反映させるために、「電子処方箋」の普及も図ろうとしてもいる。

しかし、オンライン資格確認システムの義務化（2023年4月）に対してさえ、その経済的な負担や、同システムがインターネット回線に接続することに対するカルテ情報等の漏洩の危険防止といったセキュリティ面の負担に耐え切れないことなどから、廃業を決めたり、検討したりしている医師が相当数存在することが、保団連の調査などで明らかとなっており、それゆえ、同年2月には「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」も起こされている。このような実情に鑑みるならば、「電子処方箋」システムを全医療機関・薬局に普及させることは、オンライン資格確認システムを全医療機関で実現することより数倍困難であると考えられる。

さらに、廃業せざるを得ないと考えている医師の中には、地域医療で重要な

役割を担っている方も数多く存在するのであり、このような医師の廃業をもたらすような施策は、地域住民の医療へのアクセスを阻害するものもある。

6 マイナ保険証はプライバシー保障との関係で問題がある

(1) 診療・薬剤情報、特定健診情報等との結合が当然の前提とされている

健康保険証機能をデジタル化するだけであれば、診療・薬剤情報、特定健診情報等とマイナ保険証とを結合させる必要はない。

ところが、現在、マイナ保険証とオンライン資格確認等システムの整備に伴い、自分の診療・投薬情報、特定健診情報等との結合が当然の前提とされており、これに同意しない手続が存在しない。しかし、医療機関では個別にこれらの情報を提供するかについて不同意が選択できるように、診療・薬剤情報、特定健診情報等との結合自体も拒む機会を与えるのが、センシティブ情報である医療情報の保護として相当である。

診療・薬剤情報、特定健診情報等との包括的連携を拒む手續が保障されていない現在のマイナ保険証のシステムはプライバシー保障に欠ける。

(2) オンライン資格確認時に説明なしの同意を求めるシステム

2023年4月から義務化されたオンライン資格確認システムでは、患者は、受診時に、マイナ保険証を用いてオンライン資格確認をする際、同時に、特定健診情報や過去の投薬情報等を医療機関に提供することについて「同意」を求められる。しかし、これは、医師から、その情報を提供する必要性等について何も説明を受けないうちに「同意」を求められるということであり、また、投薬情報等について、過去3年分の全ての投薬情報の提供について、一括して「同意」を求められるということである。例えば、腕の怪我の治療に際して、その治療とは関係のない1年前に性病にかかって服用した薬についての情報まで、一括して提供するよう求められるのであり、患者は提供範囲の選択ができないシステムとなっている。

これらは患者の、自己の医療情報にかかる「コントロール権」をないがしろにするシステムであるといわなければならない。

(3) マイナンバーカードの多目的利用とプライバシー保障

マイナンバーカードの多目的利用自体に関しても、国は、利便性を重視して、マイナポータルで閲覧できる情報をどんどん増加させている。しかし、閲覧できる情報が多くなるということは、マイナンバーカードとパスワードが第三者の手に渡れば、なりすましによりマイナポータルにアクセスされ、世帯情報、勤務先、所得に関する情報から、いつ、どこの医療機関にかかって、どのような薬を処方されたか、特定健診の結果（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血

液検査結果等)、出産給付情報などに至るまで、極めて広範なプライバシーに関する情報を不正閲覧されてしまうなど様々な危険に直面させられる可能性が生じる。

7 現場に過度の負担を押し付けているマイナンバーカード

2023年6月の法律成立後も、マイナンバーと保険資格情報、介護情報、銀行口座情報などのひも付けが誤っており、マイナ保険証を利用したときに他人の情報が表示された、保険資格が表示されないため10割負担を求められた等の事案が次々と発覚している。そして、これらにより、マイナンバーおよびマイナンバーカードに対する国民からの信頼性が著しく揺らいでいる。

この事態に対し、政府は、ひも付けをする際に、自治体や保険組合等が、本人確認4情報すべてを確認せずにひも付けたことに原因があるとして、その責任を自治体等に押しつけた上、マイナポータルで確認できる29項目すべての総点検を指示した。

しかし、このような方針は、健康保険組合や地方自治体などの現場に負担を押し付けるだけのものである。

そもそも、この混乱の原因は、政府があまりにも短期間のうちにマイナンバーカードの普及を急がせすぎたゆえに、人手の足りない現場で、慎重な確認手続等を果たせなかったところに大きな要因が存したことは明らかである。今回の総点検についても、2023年7月25日、全国知事会が、地方自治体の過度な負担は避けるよう松本剛明総務相に要望を出してもいる。

8 結語

以上のことから、政府に対し、マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行の健康保険証の発行を存続させることを求める。

また、マイナンバーカードの利活用については、カードを取得しない自由を保障するとともに、カードの取得を希望する者に対してプライバシーを最大限保障すること、及び、住民と直に接する自治体などの現場の状況を踏まえ、その意向を十分に反映した上で、現場に過度の負担をかけない形で慎重に進めてゆくよう求める。

以 上



弁護士会からの「保険証残せ！」に多くの賛同 寄せられたメッセージや賛同など

日本弁護士連合会・野呂圭副会長

2024年12月2日までに現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証へ原則一本化する政府の方針は、そもそもマイナンバーカードの取得は任意であるという原則に反するものです。また、申請手続をしなければマイナ保険証の取得・更新ができないという制度設計は、特に申請手続きをすることが困難な高齢者や障害者にとって保険医療を受けられず、生命・健康の危険を生じさせるおそれがあるなどの弊害があります。

当連合会は、現行の健康保険証の発行を存続させること、マイナンバーカードを取得しない自由を保障すること、マイナンバーカードの取得を希望する者に対してプライバシーを最大限保障すること、及び、住民と直に接する自治体などの現場の状況を踏まえ、その意向を十分に反映した上で、現場に過度の負担をかけない慎重な対応を政府に求めています。

この間の貴連合会の取り組みに敬意を表するとともに当連合会としても基本的人権の擁護と社会正義の観点から、マイナ保険証への原則一本化方針の撤回、及び現行の健康保険証制度の存続を求める取り組みをしていくことを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

岩手弁護士会・細川亮副会長

現行の健康保険証からマイナ保険証に原則一本化することは、マイナンバーカード取得を任意としていることに反するなど法的な問題がある、また、医療現場において、マイナ保険証利用時にいくつも混乱が起き、廃業を検討する医師がおられるなどの問題が生じているものと承知しています。

一方、現行の健康保険証に問題が生じていたものでなく、同保険証の存続が必要であるとする貴会の請願の趣旨に賛同いたします。

茨城県弁護士会・篠崎和則会長

現行の健康保険証を廃し、マイナ保険証に一本化することは、マイナンバーカードの取得を国民に強制し、個人のプライバシーを侵害する危険性が高く、患者側・医療機関側の負担が増加する上、医療機関の業務に重大な支障が生じる可能性があります。

現行保険証の存続のために頑張りましょう。

大阪弁護士会・情報問題対策委員会 委員長・岡本大典弁護士

大阪弁護士会では、マイナンバー制度の問題点を調査検討してきました。最近では、令和6年3月6日に「健康保険証を廃止しマイナンバーカードでの被保険者資格の確認（マイナ保険証）に一本化する政府方針に反対する会長声明」を発出したところです。今後、大阪弁護士会でも、大阪府保険医協会様と一緒に、マイナ保険証の問題点に関する市民向けシンポジウムなどを実施し、マイナ保険証を含むマイナンバー制度の問題点を広く世間に理解してもらうような企画を考えています。

内山新吾弁護士（山口県）

現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカード（「マイナ保険証」）に一本化することは、市民が安心して十分な医療を受ける権利を侵害し、プライバシーの権利を侵害するおそれがあるものです。

この権利を侵害するかどうかは、市民・患者と医療現場の実情に照らして判断されることです。その実態の正確な認識を欠いたままで現行の健康保険証の廃止を強行することは許されません。何よりも、市民・患者の声と現場を知っている医療従事者の声が大切にされるべきです。

私は弁護士として、全国保険医団体連合会が市民・患者と力を合わせて、いのちと個人の尊厳に関わるこの問題に取り組んでいることに心から敬意を表します。

国会内集会に参加することはできませんが、連帯のメッセージを送ります。共にがんばりましょう。

福岡県弁護士会・徳永 韶会長

本年3月20日は、当会主催のシンポジウムに大崎公司様にご参加いただき、誠にありがとうございました。このシンポジウムをはじめ当会では、現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を義務化することに反対する会長声明を出すなどして、健康保険証を廃止することに反対の意見を表明してきました。

これは、健康保険証とマイナンバーカードを一体化することによって国民のプライバシー権が侵害される重大な懸念があるためです。

当会としてもプライバシー権の侵害を防止する観点から、「保険証を残せ！」の請願署名に賛同するとともに、集会の盛会と成功を祈念いたします。



<賛同を寄せていただいた弁護士会>

- ・埼玉弁護士会 大塚 信雄 会長
- ・岐阜県弁護士会 武藤 玲央奈 会長
- ・滋賀弁護士会 多賀 安彦 会長
- ・宮崎県弁護士会 山田 秀一 会長
- ・鹿児島県弁護士会 山口 政幸 会長

<今後の弁護士会の企画のご案内>

東京弁護士会主催のマイナ保険証のシンポジウム概要

日時：8月22日（木）午後6時～8時

場所：弁護士会館5階（web参加可）東京

大阪弁護士会主催の保険証廃止問題でのシンポジウム概要

日時：7月13日（土）午後2時～5時

会場：大阪弁護士会（最大200人ほどの会場）WEB併用

健康保険証を廃止しマイナンバーカードでの被保険者資格の確認（マイナ保険証）に一本化する政府方針に反対する会長声明

2023年（令和5年）12月22日、政府は、現在の健康保険証を2024年（令和6年）12月2日に廃止することを閣議決定した。この閣議決定は、現行の健康保険証を廃止することを前提とした行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「マイナンバー法」という。）等の一部改正法（令和5年法律第48号）が2023年（令和5年）6月2日に成立したことを受けたものである。

しかしながら、健康保険証が廃止され、マイナ保険証に一本化されてしまうと、医療機関を受診するためにはマイナンバーカードを取得せざるを得ないことになってしまう。マイナンバー法上任意であるはずのマイナンバーカードの取得が事実上義務づけられることになるのである。この点について、健康保険証が廃止された後、マイナンバーカードを取得していない者に対して資格確認書が発行されることになったものの、発行の要件は健康保険法（大正11年法律第70号）第51条の3（令和6年12月2日施行予定）で、「被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは」と抽象的・限定的に規定されているため、マイナンバーカードを取得していない者全員に対して資格確認書が発行されるか否か明らかでない（当面の間の経過措置としては、マイナンバーカードを取得していない者全員に対して申請がなくとも交付する方針が示されているが、あくまでも当面の間の経過措置にすぎない。）。しかも、資格確認書の発行手続や費用負担が大きければ、マイナンバーカードの取得を事実上義務づけることには変わりがない。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することになれば、これを日常的に携帯せざるを得なくなるので、紛失・盗難のおそれが高くなる。マイナンバーカードを紛失等した場合には、券面に記載されている住所、氏名、生年月

日、性別、顔写真とともにマイナンバーが漏えいすることとなる。加えて、マイナンバーカードのＩＣチップに記録されている電子証明書の発行番号も漏えいすることとなる。発行番号は、マイナンバーカードを使用したオンライン手続が広がれば多種多様なデータベースに紐づけられることとなるが、発行番号はマイナンバーではないためマイナンバー法の規制は及ばず、個人識別符号でもないので単体では個人情報保護法の規制すら及ばない。充分な法規制をしないまま発行番号の利用範囲を拡大すれば、個人のプライバシーを侵害する危険性が極めて高まることとなる。

さらに、政府は、健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化することによって、国民の利便性が向上するとしている。しかし、マイナ保険証によりオンライン資格確認を実施する場合、患者自身がカードリーダーで顔認証を行う必要があるため患者の手間が増加するし、高齢者等操作に不慣れな患者の場合、医療機関側で手助け等が必要となり、患者側、医療機関側とも負担が増加する。また、カードリーダー等に不具合が生じたり、災害による停電等が生じたりすれば、全く資格確認ができなくなり、医療機関の業務に重大な支障が生じる。このように、政府の方針が国民の利便性を向上させるとはいえない。

また、日本弁護士連合会も、2023年（令和5年）11月14日付けで「マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行存続を求める意見書」を取りまとめ、マイナ保険証に原則一本化する方針に反対している。

以上のとおりであって、当会も、現行の健康保険証を廃止しマイナ保険証に一本化する政府方針に反対する。

2024年（令和6年）3月6日

大阪弁護士会

会長 三木秀夫



サイト内検索



事務職員の方へ

修習生の方へ

会員入口

» Menu

» Menu

[愛知県弁護士会トップページ](#) > [意見・声明](#) > マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行存続を求める会長声明

マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行存続を求める会長声明

2024年5月 1日 [意見・声明の一覧](#)

政府は、2024年12月2日をもって、現行の健康保険証の新規発行をやめ、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた「マイナ保険証」へ移行することを閣議決定した。

このマイナ保険証への原則一本化方針については、次のとおり、国民のプライバシーを侵害し、また、特に高齢者や障害者らについて現行制度よりも保険医療を受ける機会を奪ってしまう懸念がある。

1 マイナンバーカードの取得は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。いわゆる、マイナンバー法）第17条第1項において申請主義をとっている（任意取得の原則）。これにより、国民ひとりひとりが、カード取得による利便性とプライバシー等に対する危険性とを利益衡量して取得するか否かを決める自由を有している。

しかし、マイナ保険証への一本化は、わが国の「国民皆保険」制度の下、国民にマイナンバーカードの取得を事実上強制するものであり、この任意取得原則の趣旨に反する。

マイナ保険証には、健康保険証機能のみならず、2023年4月から保険医療機関・薬局に義務化されたオンライン資格確認等システムの整備に伴い、当該被保険者（国民）の診療・薬剤情報、特定健診情報等も結合されることになっている。

それのみならず、国は、利便性を謳って、マイナンバーカードの多目的利用を押し進めようとしている。マイナンバーカードに紐づけられる情報が増大し、マイナポータルで閲覧できる情報も増加するということは、マイナンバーカードとパスワードを第三者が手にすれば、なりすましによりマイナポータルにアクセスされ、医療情報に限られない極めて広範な個人情報が不正に閲覧されて、悪用される危険にさらされる。

マイナ保険証への一本化は、これらのプライバシー等に対する危険性を踏まえてカード取得を見送る自由が制限され、事実上マイナンバーカードの取得を強制する結果となる。

この点、健康保険証が廃止された後、マイナンバーカードを取得していない者に対して資格確認書が発行されるとの是正措置が採られることになった。しかし、令和6年12月2日施行予定の健康保険法（大正11年法律第70号）第51条の3では、資格確認書の発行の要件について、「被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは」と規定した上で、誰にでも資格確認書を発行することは、「当分の間」の「経過措置」とされているに過ぎない。これでは、経過措置をとりやめることで、政府はいつでも容易に資格確認書の発行を例外的な措置と位置づけることができ、結局、マイナンバーカードの取得を事実上強制することになる。

2 現行の健康保険証は、特段の申請行為なしに、被保険者（国民）のもとに送付される。これに対して、マイナ保険証は、被保険者（国民）が市役所等に出向いてマイナンバーカードの交付を申請し、パスワード等の登録を行わなければ交付されず、保険証として利用できない。そのうえ、マイナ保険証に利用する電子証明書を更新するために、最低5年に一度は更新申請手続が必要になる。この点で、マイナ保険証は、かえって国民に負担をかけ不便を強いることにもなる。

また、マイナ保険証は、申請行為やパスワード管理が必要となるため、高齢者、障害者らの中には、マイナ保険証の取得や管理、更新が困難となり、その結果、保険医療が受けられなくなったり、また、パスワードやカードそのものの管理が不十分で、個人情報や財産に対する危険にさらされたりする者が現れる危険性がある。

これらの問題点に対し、政府は、マイナ保険証を取得していない者全員に申請なしに「資格確認書」を交付するとか、パスワードなしのマイナ保険証を発行するといった対策をとるというが、上述の通り、資格確認書は、あくまで政府がいつでも発行をやめること

ができる経過措置であるうえに、保険者や医療機関にさらなる対応を求め、負担をかけるものと言わざるを得ない。

以上から、当会は、政府に対し、マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行の健康保険証の発行を存続させることを求める。

2024（令和6）年5月1日

愛知県弁護士会

会長 伊藤倫文

れいわ新選組の天畠大輔です。

保険証廃止は、意思決定や情報管理に他者が

介入せざるを得ない重度障がい者を置き去り

にする施策です。障害者の生活と権利を守る



全国連絡協議会の事務局長・家平悟さんは、国会で参考人として意見陳述された際、マイナンバーカードと保険証の連携が、利便性の向上どころか障がい者にとっては弊害となったり、医療からの排除にもなり得る危険性があると警鐘を鳴らしていました。

私は障がい当事者の立場から、マイナ保険証への一本化を打ち出す前に、政府は地域で自立生活を送る障がい者の声もきちんと聴取すべきだったと質疑で訴えてきました。しかし、政府は小さき声には耳を傾けず、マイナ保険証の利用率が低迷している現状からも目をそらし、今年12月の保険証廃止を強引に決めました。政府は、ここにいらっしゃる皆様の声を真摯に受け止め、今からでも保険証廃止を撤回すべきです。ともに声を上げていきましょう。

2024年6月6日

れいわ新選組 参議院議員 天畠大輔

マイナ保険証の利用促進「協力する」は34% 今年になってもトラブル「あった」65% 保険証廃止「反対」90% うち「保険証は併存すべき」70%

マイナ保険証に関するアンケート／結果概要／ 2024.6.6 大阪府保険医協会

現在、政府はマイナ保険証利用推進の取り組みとして、5月から7月までを「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置付け、各医療機関に利用促進の協力要請や掲示物が送付されているところです。保団連・保険医協会には、強引な利用促進の押し付けに対する疑問や患者への呼びかけによる窓口で呼びかけによるトラブル事例が寄せられています。そこで大阪府保険医協会は、「マイナ保険証利用促進集中取組月間」の受け止めや、オンライン資格確認・「マイナ保険証」に関するアンケートを5月31日に会員医療機関にFAX送信し、6月3日までに236件の回答が寄せられました。

1. マイナ保険証の利用推進の協力依頼について「協力は考えていない」103

■「協力する」80 →利用促進は「義務」ではないが、「義務と思っていた」30、「思っていない」56

【意見 *一部抜粋】協力者からも「強引」「性急」

- ・利用推進はいいが、やり方が強引すぎる。もっと現場の声を聞くべき。
- ・利便性は理解できるが性急すぎる。
- ・ポスターを貼っているが、利用は少ない。
- ・高齢者が多くカードリーダーの接続方法について都度説明が必要で、スタッフ1人が必要。
- ・河野大臣が「通報せよ」と言うので。

■「協力は考えていない」99

【意見 *一部抜粋】

- ・不具合多く、とても今の状態では患者様に対し推進できない。
- ・医師、事務、患者の多くが利便性を感じていない。
- ・不具合多く、とても今の状態では患者様に対し推進できない。
- ・マイナンバーカードは紛失の危険があるので常時携帯できない。

■「わからない」38 *無回答9

2. マイナ保険証の有効期限が切れた例はありましたか 「あった」41

■「あった」41

【事例 *一部抜粋】マイナ保険証（電子証明書）期限切れも「保険証もっていたので確認」

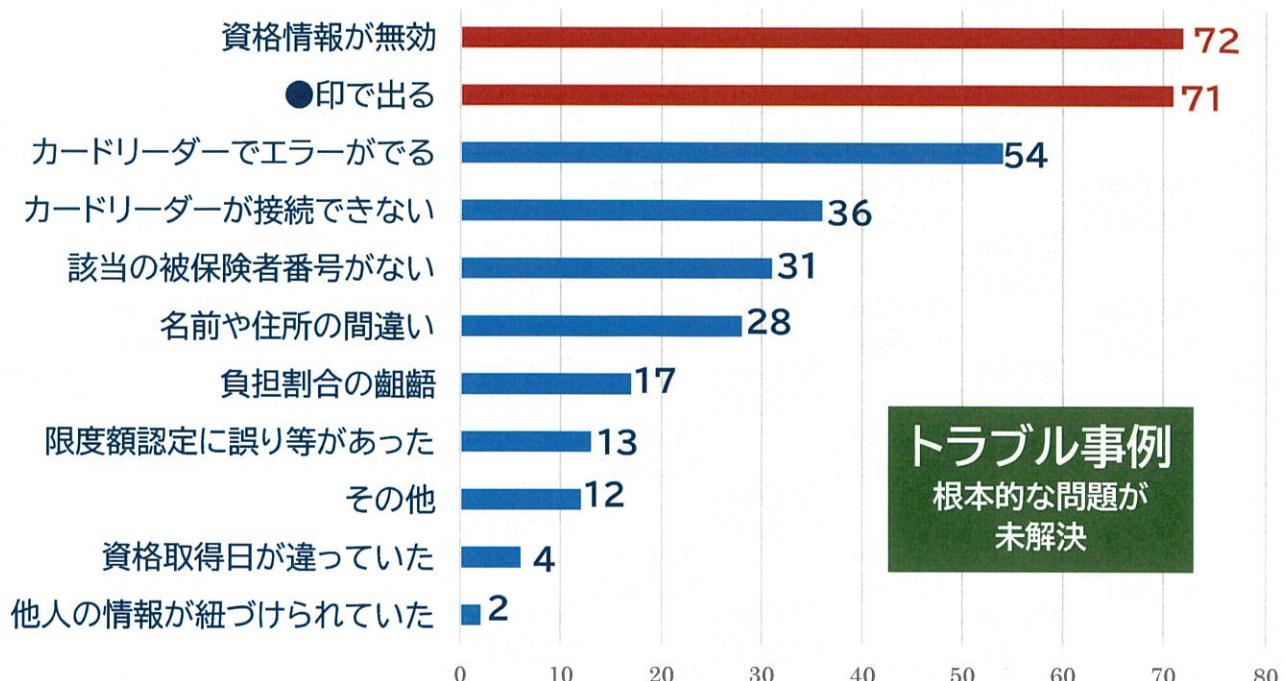
- ・早くに作った高齢者。「マイナンバーカードに有効期限があるのを知らなかつた」と。
- ・職員も患者も有効期限があることを知らず、うまく対応できなかつた。
- ・初期に作成された方が切れていた。
- ・保険証を持っていたので保険証で確認した。

■「なかつた」171 *無回答24

3. 今年1月以降にオンライン資格確認、マイナ保険証のトラブル 「あった」61

■「あった」153 次頁に事例一覧

■「なかつた」45 *無回答38



トラブル事例
根本的な問題が
未解決

【事例 *一部抜粋】紐づけ点検後も「紐づいていない」事例。根本的な問題が未解決。

- ・会社が変わった際にマイナ保険証だからすぐに反映されると思っていたが、退職して 10 日たったが反映されていなかった。
- ・「資格がない」と出たので保険組合に問い合わせをした。2か月たっても連携できていない保険組合があった。
- ・2ヶ月経っても資格は無効。保険証原本で確認して、保険診療している。
- ・社保と国保がどちらも有効と出たケースがありました。社保と国保間で情報はわからないそうです。マイナンバーからは社保が先に表示されるようです。
- ・資格取得日が違うことは多々ある。
- ・保険証原本は交付済みなのにオン資と紐づいていない。
- ・●印が出るのはしおりある。小さい「つ」「や」等が大きいままでエラーに。
- ・後期の3割など割合が間違っていたり、医療証と割合違いが多い。

4. 今年1月以降に保険者からの返戻・減点について 「返戻」42、「減点」8

- 「返戻があった」 42 「月途中の保険資格変更」20 「保険資格なし」11 「負担割合の齟齬」17 「限度額認定」4
- 「減点があった」 8 「月途中の保険資格変更」3 「保険資格なし」2

5. 健康保険証が廃止された場合の受付業務について 「混乱すると思う」 93%

- 「変化はないと思う」 11
- 「混乱すると思う」 220 →「受付業務に忙殺」181 「待ち時間が長く」128 「スタッフ増やさせざるを得ない」36

6. 健康保険証の2024年12月2日に廃止されることについて 「反対」90%

- 「賛成」 7
- 「反対」 213 →「当面延期すべき」34 「保険証は併存すべき」165
- 「賛否どちらとも言えない」 14

お問合せ 大阪府保険医協会 電話 06-6568-7721 担当／田川

開業医から寄せられた声

保険証廃止／マイナ保険証機能のスマホ搭載法案再考

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

保険証は存続させて下さい。
新マイナンバー法は絶対反対です

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

現行スマホ導入無理と考えます

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

マイナ保険証ではトラブル多発しているのに
スマホ搭載など出来ない裏評です。

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

私も含めて、高齢になるとスマホが使いきれない面倒
やヨリ年齢が一番です。スマホをよく使わないます。

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

いまだにマイナンバーカードに不審信感を持つ人が多く、持っていない
人が多いです。またスマホアプも個人情報漏えいの事例もあり、
そもそもスマホを持っていない人もまた多いことになります。こうして医療
機関への受診で、特に高齢者で控えさせようとしているのが
と思います。

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

マイナ保険証みたい様なトラブルが起きている現在、スマホに
その機能を搭載をするのは、拙速過ちるとしか言えない。必ずや
さらなるトラブルの火種となるのは、必至である。

開業医から寄せられた声

保険証廃止／マイナ保険証機能のスマホ搭載法案再考

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

国民皆スマホになるのか？ 国が国民にスマホを
貸与するのか？ その財源は、議員定数削減で
まかねばならぬのか？

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

保険証廃止を強く反対致します。
現行保険証を作成する人はどうするかは不明。
せめて
どうも便携で本立てにすると良いお願いします。

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

マイナ保険証カードによる
資格確認は非常に不便です。政府は現場の
状況を認識し、法案再考すべきです。

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

小規模歯科で、二軒三軒あるマイナ保険証への対応は
困難です。患者様のマイナ希望は皆無で可し、災害時の
心配も多大です。保険証廃止は止め下さい。

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

マイナンバーカードを利用可能な市町はほとんどない現状です。
保険証を残しておきたい。

意見欄 ~ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

マイナ保険証では、日常的にトラブルが発生しています。
保険証の廃止の延期を強く希望します。

参加無料

どなたでもご参加できます

YouTubeで同時配信

「保険証をのこして」ネットワークふくおか スタート大集会

現在、私たちひとりひとりが持っている健康保険証。

2024年12月2日、政府は、その大切な健康保険証を廃止しようとしています。

いつでも、どこでも、だれでも、必要なときに医療にかかることができる「国民皆保険」制度をこれまで60年以上も支えてくれた健康保険証。

「他人の情報が誤って登録されている」など、新たに登場した「マイナ保険証」で多発している深刻なトラブルを医療現場で何とか防ぐ「セーフティーネット」になってくれている健康保険証。

その健康保険証を、なぜ廃止しなければならないのか、私たちには全く理解できません。



「保険証をのこして」の思いを結集するために、障がい者、高齢者、女性、労働者、中小企業事業主、国家公務員、自治体職員、弁護士、医療・介護・福祉・保育等の関係者で話し合い、「保険証をのこして」ネットワークふくおか（会員10万人超）がスタートしました。

今回のスタート大集会は、きっと「福岡県の歴史」に残るはず。ぜひ、あなたもご参加ください♪
私たちと一緒に、「保険証をのこして」の声を、ますます広げましょう！！



講演：保険証が廃止されたら、みんな困ります

講師：荻原博子さん（経済評論家、ジャーナリスト）

報告①：医療関係者だけじゃない！様々な「私」からの「保険証をのこして」

報告②：福岡県内の医療機関でも マイナ保険証トラブルが止まらない…

※質疑応答や意見交換の時間も予定しています。

【定員】先着190名 【参加費】無料 ※事前にお申ください。【対象】どなたでもご参加可

【日時】6月16日(日)13時～16時

【会場】九州ビル9階大ホール

(福岡市博多区博多駅南1-8-31)



お申込先 FAX: 092-473-7182 TEL: 092-473-5646

メール: shichiri@doc-net.or.jp

お名前

電話番号

お住まいの地区

ご職業

※ご参加に際してのお願い ・「開催形式の変更」や「中止・延期」などの際は、お電話にて連絡いたします。

主催：「保険証をのこして」
ネットワークふくおか

YouTubeで同時に配信します【お申込不要】

当日は右のホームページから

直接ご視聴ください

※質疑応答はできませんので、ご了承ください

